



養護老人ホームって
なに??



成り立ち

- 明治28年 「聖ヒルダ養老院」
養老院とは、あくまで収容施設
- 昭和 4年 救護法制定
救護施設として、法律上明文化
- 昭和21年 生活保護法制定
養老施設となる(養老院)
- 昭和38年 老人福祉法制定
養護老人ホームと名称が変更

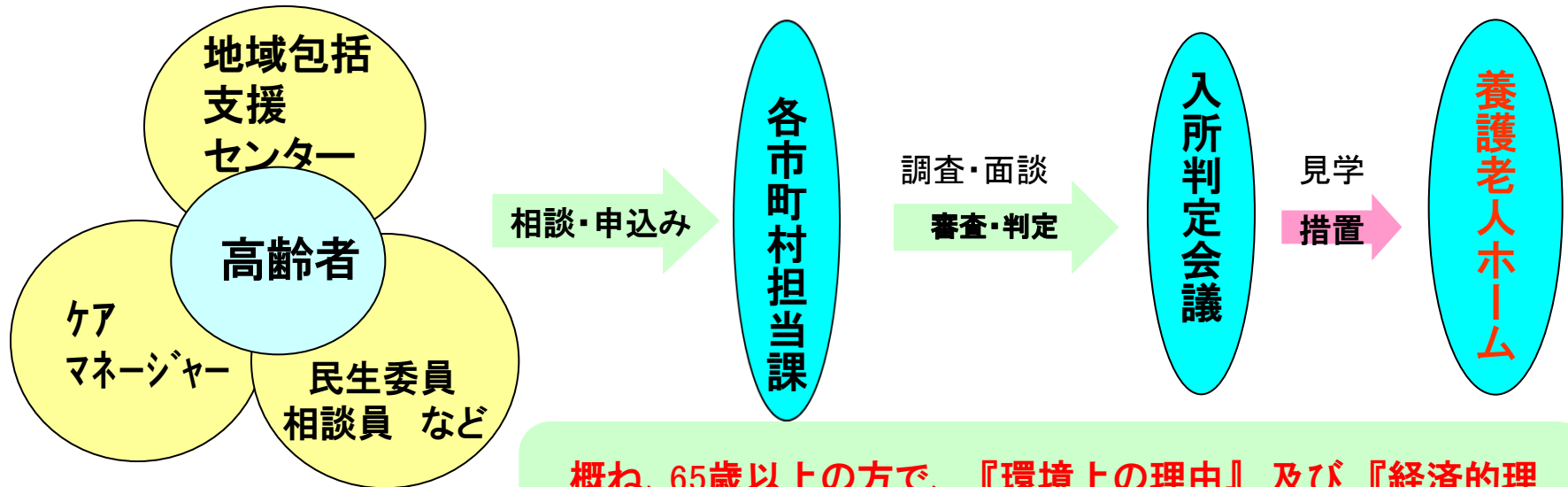
※在宅福祉サービスや老人福祉施設入所などのサービスを市町村が必要性を判断し決定していた。→「措置制度」

利用者負担額

- 前年分の収入に応じて利用費が決定
- 一年分の収入支出を提出し行政が決定
《措置費でまかなわれるもの》
電気代・水道代・食事代・日用品費(石鹸、洗剤、オムツ代)等

- ※ 介護保険サービスを利用した場合の利用料は一度支払い、収入に応じて戻りがあります。

措置されるまでの経緯



概ね、65歳以上の方で、『環境上の理由』及び『経済的理由』により、居宅での生活が困難な方が対象となります。

『環境上の理由』

心身上の障がいの為日常生活を送ることが困難である。
介護する者がいない又は、就労のため介護が出来ない。
生活できるような住まいではない等。

『経済的理由』

受給している年金が低額又は無年金。
多額の負債を抱えて生活に困窮している。
市民税非課税世帯など。

高齢者



相談・申込み

相談・申込み

各市町村担当課

特別養護老人ホーム

審査・判定

審査・判定

入所判定委員会(市町村)

入所検討委員会(施設内)

措置入所

契約入所

養護老人ホーム

特別養護老人ホーム

【措置入所】

【契約入所(特養)】

筑後地区養護老人ホーム定員数

各施設定員状況

朝倉苑	50床
浮羽老人ホーム	55床
小郡池月苑	80床→60床
紅葉園	50床
聖母園	50床→40床
長生園	125床
楠寿園	85床
明光園	50床
八女の里八媛苑	70床
吉野園	90床
柳光園	50床

- どの施設も満床ではなく、空床がある。
- 定数を減らした施設もある（平成31年度）

筑後地区の現状 ①

- 予算の関係上、「措置控え」をする市町村もある
定員を割っていてもすぐに満床にならない

入所基準の捉え方が異なる（ローカルルール）

（例） 要介護1以上 → 介護保険施設へ
要介護2以上 → 入所依頼

年齢と共に介護度が高い入所者の増加

筑後地区の現状 ②

- 重度化しているが、次の行き先や待機者がいない等の理由から抱え込まざる得ない状況
- 各施設で**様々な工夫**を凝らし、対応を行っている
- 最近ではニーズが多様化している
(触法者・精神疾患患者・元ホームレス・・・)
- 複雑多岐に渡る入所者に対し、職員配置基準は、
15人に1人と現場では職員が不足

施設？

現在の入所者像

在宅？

経済困窮者

居住する場がない

ターミルケアの方

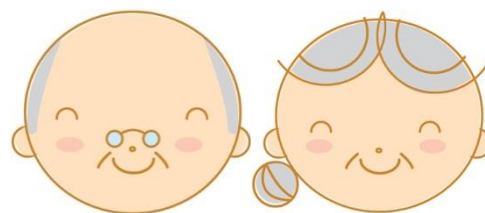
元ホームレスの方

重介護者(特養化)

刑期を終えた方

協調性に乏しい方

精神疾患者



養護の今後の役割とは？



(1) セーフティネットとしての取り組み

認知症軽度者、触法者、精神障害者、生活困窮者への積極的な受け皿

(2) 自立支援(ソーシャルワーク機能の強化)

地域に戻り自立した生活を送るための支援
(経済的支援の働きかけ、緊急時の対応など)

(3) 地域貢献(社会参加)

地域との連携(住民、民生委員、ボランティア等)
地域福祉の拠点機能(施設の開放、相談支援等)

八女の里八媛苑は
来年、春には個室に建て代わります

見学はいつでも受け承ります

養護老人ホーム 八女の里八媛苑

〒834-1213 八女市黒木町本分4280-6

☎ 0943-42-1000